

発委第2号

令和3年6月23日

鹿追町議会議長 吉田 稔 様

提出者 議会運営委員会
委員長 上嶋和志

鹿追町議会議規則の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに
議規則第14条第3項の規定により提出します。

鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和3年6月23日提出

鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則

鹿追町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、傷害、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条第1項中「提出年月日」の次に「及び」を加え、「、請願者の住所及び氏名」を「請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に改め、「記載し」の次に「、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名」を加え、「、押印」を「押印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

[提案理由]

第2条は、議会欠席の届出規定であり、議員が議員活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とする観点から、その象徴となる欠席事由を例示し、多様な人材が町議会へ参画できる環境整備を図るものである。

第89条は、請願書記載事項等の規定であり、請願者の押印義務付けから、請願者が自署している場合は押印を不要とし、利便性向上を図るものである。

なお、請願者の氏名が活字やゴム印により記載されている場合や複写されている場合は、請願の真実性を確保するため、押印を必要とする。